

# 大逆事件刑死後百年と内山愚童 —愚童の思想の特質とは何か—

岩崎 稔

## はじめに

二〇一一年で、愚童らが「大逆罪」の名で刑死させられてから百年となる。この百年がいま、刻々と迫っているなか、内山愚童の生涯と思想をこの機会にあらためてふりかえり、その大逆事件と愚童刑死の本質、いうならば、愚童のもつ思想的特質を問うことは、意義深いものであらうとおもわれた。これまで、愚童研究の先駆者たちによって愚童の大逆事件にいたる経緯は一部の空白部分（彼の出郷から出家まで）を除いて調査がされているが、その思想内容やその思想の特質にまで踏み込んだ研究があまりにも少ないことに気づかされた。それが本稿で愚童をとりあげた理由であった。

## 1 大逆事件と愚童刑死の本質

### (一) 大逆事件とは何か

さて、大逆事件とは何か、先ずこのことについて考えてみたい。大逆事件とは、明治国家の本質が天皇絶対主義の原理のうえにきづかれているものであること、その「明治国家の本質とは何か」を示した事件であった。その明治国家が、いってみれば、どのような国家であるのかがこの事件によって示されたのである。周知のように、明治二十三年（一八九〇）十一月二十九日、明治憲法が施行されてから、今度の戦争が終わり、新憲法が施行されるに至った昭和二十二年（一九四七）五月三日まで、約半世紀のあいだ、わが国は天皇主権の原理に立った明治憲法（天皇制）のもとに統治され、日本は天照大神という天皇の祖先の神勅によって定められたとおり、天皇が主権者として統治すべき国で、この一大原則は、万世一系、天壤とともに無窮であると主張されてきた。このような原理が、民主主義とはおよそ正反対のものであることは、今日ではきわめて明瞭なことであるが、当時は「天皇は神」であると信じられ、また、それを威圧・強要されていたのである。

大逆事件は、大逆罪に該当する第一号事件とされるが、明治四十年（一九〇七）制定公布、翌年十月から実施された刑法の「大逆罪、不敬罪」の条文をみると、第七三条では「天皇、太皇后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」（旧刑法第二編第一章「皇室ニ対スル罪」）という規定があり、第七四条の不敬罪では「天皇、太皇后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ不敬ノ行為アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス」という規定がある。ここでいう「危害」とは、生命、身体、自由に対する実害または具体的危険を意味し、「危害ヲ加ヘントシタル」とは、危害を加うべきいっさいの企行、すなわち、実害または具体的危険の発生時におけるいっさいの行為一予備、陰謀、教唆、幫助—を含むとされた。したがって、この犯罪では教唆や幫助は独立の犯罪となり、教唆犯や従犯に関する刑法の適用を受けない。しかも、その処罰は死刑

ただ一つである。無罪か、死刑か、二つに一つという、まさに驚くべき法律である。その上、当時の裁判所構成法によると、刑法第七十三条にあたる事件を裁判できるのは大審院だけと決められていた。大審院は今の最高裁判所にあたる。ただ一つの最高裁判所であるから、ここでの裁判は「第一審ニシテ終審」というわけで、これ以上、上告の道がない。ただ一回きりでおしまいである。(註1)

大逆事件は、第一に、大逆罪の名のもとに二十六名が裁かれ、三ヶ月のスピード裁判で二十四名が死刑、十名が無期懲役に処せられ、判決後一週間以内の一月二十四日、幸徳秋水、内山愚童ら十二名が処刑(菅野は翌日)された。その規模においても類をみない事件であった。

第二に、それはたかだか三、四名にすぎない「暗殺未遂事件」であり他の殆どが無罪であった。その点で、無罪の者を罰した冤罪事件であった。この事件は冤罪事件であったばかりでなく、その事件が、意識的に捏造されたという点においても、それが裁判所の独立性を無視した政府と一体となった裁判であった点でも、罪は大きい。この事件は、日本の社会主義全体の根絶をねらった、明らかな国家犯罪であり、裁判の名の下に公然と行われた公権力による幸徳秋水等への虐殺事件といえる。

## (二)三つの謀議事件のフレームアップ(政治的詐術による事件の捏造)

この大逆事件は、ふつう「幸徳秋水等事件」と呼ばれている。さて、この大逆事件であるが、「大逆事件はひとつの目的に向かって、二十六人が共謀したとされるような事件ではなく、ばらばらな三つの事件を、すぐ切れそうな弱い紐で縛ったような事件」である。「その三つとは、明科事件、いわゆる十一月謀議、そして内山愚童事件である」(註2)。このなかの本体となる事件が明科事件である。

この三つの事実関係のうちの、明科事件とは、明治四十二年以来、長野県明科製材所の職工宮下太吉らが明治天皇の暗殺を謀議したという事件である。彼は明治四十年十二月十三日、大阪平民社に森近運平を訪ねて、かねて疑問に思っていた皇室のことを聞いた。森近はその時、久米邦武の『日本古代史』を読んだ知識で宮下に話した。

「森近ハ日本歴史ハ支那ノ文物制度ヲ受ケタ後良イ加減ナ事ヲ拵ヘタモノデアラカラ信用ハ出来ヌ、神武天皇ガ大和ノ橿原ニ即位セラレタト言フガ如キハ皆虚言ニテ、神武天皇ハ九州ノ辺隅ヨリ起リ長髓彦等ヲ斃シテ其領土ヲ横領セシニ過ギナイ、然ルニ其子孫ヲ天子トシテ尊敬スルノハ謂レナキ事デアルト申シマシタ、其説ヲ聞キ私ハ愈々皇室ヲ軽ンズル考ヲ高メマシタ」(第二十一回予審調書)

さらに、明治四十一年十一月三日頃、宮下の所へ、内山愚童の秘密出版物『無政府共産』(『入獄記念』)が差出人不明で五十部送られてきた。宮下はそれを一読して感激し、東海道大府駅で天皇の列車が通過するのを見ている群衆にこれを配布したが、農民は百姓はなぜ苦しいかについては耳を傾けても、皇室のことになると顔を背けた。

「人民ハ斯クモ皇室ヲ迷信シテ居ル、之デハ如何ナル立派ナル社会主義モ実行スル事ガ

出来ナイカラ、先ヅ爆裂弾ヲ造リ天子ニ投付ケテ、天子モ我々ト同ジク血ノ出ル人間デアルト言うフ事ヲ知ラシメ、人民ノ迷信ヲ破ラネバナライト覚悟致シマシタ」というのである（宮下太吉第二十一回予審調書）。

宮下は、明治四十二年十一月三日夜、明科の大足山中において爆裂弾の試作を行う。この試作は成功する。

明治四十二年九月頃から菅野須賀子が「爆裂弾ヲ以テ元首ヲ弑セント相談」をしていたが、十月上旬には古河力作を平民社に呼んで、幸徳、菅野、新村らの勧誘で、古河も同志となることを承知した。実行は翌四十三年秋頃と決められたが、幸徳はこの頃から計画から抜けていく。四十三年一月から、実行は菅野、新村、宮下、古河の四人とし、誰が先に投げるかのくじ引きをしたり、宮下が持ってきた空罐を、幸徳もまじえて平民社で投げてみたりしている。この計画が同年五月発覚した。これが明科事件の大略である。この明科事件関係者として、大石、森近、奥宮、新村（善兵衛）、新田も、有罪とさせられた。

いわゆる十一月謀議とは、明治四十一年十一月に幸徳秋水たちが暴力革命を企て「大逆をおかすべく」謀議をなしたというものである。明治四十一年十一月に、新宮の大石誠之助と熊本の松尾卯一太がそれぞれ別々に幸徳を訪問して革命談を聞いた。それはとりとめもない「笑い話」であったが、それを大石も松尾も郷里に帰って東京での土産話をした。大石は帰途、十二月一日に大阪の村上旅館で、大阪の同志、武田九平、岡本穎一郎、三浦安太郎らと座談会をもち、東京の土産話をした。さらに新宮に帰ってのちの旧正月に、大石方で、成石平四郎、高木顕明、峯尾節堂、崎久保誓一郎らが集まって新年会をかねた座談会をもったが、ここでも東京の土産話をした。平四郎の兄成石勘三郎は玩具にもならない爆弾遊びをして、大逆罪で起訴され、都合五人が有罪となった。一方、松尾卯一太は熊本に帰り、新美卯一郎、佐々木道元、飛松与次郎らに東京の土産話をしたことから、松尾ら四人は大逆罪で起訴され、有罪となった。幸徳方に同居していた森近運平も、幸徳の書生であった坂本清馬も大逆罪で起訴され有罪となった。十一月の幸徳宅（巢鴨平民社）での革命談（笑い話）は、これを直接、間接に聞いた十四人を大逆事件の被告として、死刑判決を下したのである。

次に愚童関係とは、明治四十二年五月に内山愚童らが皇太子暗殺を計画したとされるものである。この皇太子暗殺計画というものは、幸徳は革命を起こすといっているが、そのとき天皇は警戒が厳重なので、天皇を殺すよりも皇太子を殺すことが得策である、皇太子を殺せば天皇はびっくりして死ぬだろうとの奇説を吐き、この奇説を聞いたとされて大阪の武田九平、三浦安太郎、神戸の岡林寅松、小松丑松が大逆事件の被告人とされ有罪の判決を受けたものである。検事側は、社会主義運動の全面的圧殺をねらって、愚童をも大逆事件と結びつけようとした。しかし愚童と宮下との直接的なつながりがなかった。そこで検事側は、愚童が皇太子暗殺を扇動したとして、大逆事件とは別個の皇太子暗殺事件でっちあげて、大逆事件として起訴したのである。

この大逆事件は、明治刑法第七三条の「大逆罪」の乱暴な拡大解釈と事実の捏造によ

って、幸徳を主犯に仕立てたが、「宮下等数名の計画を、東京、大阪、神戸、新宮、熊本における全国的な天皇暗殺計画の一大陰謀にでっち上げ、大逆罪で起訴したのは、桂首相と毎朝緊密な連絡をとって、この一大検挙の指揮をとった大審院の平沼騏一郎次席検事の方針であり、この拡大方針をもっとも忠実にうけとって、拷問、恫喝、うつつ責めとあらゆる手段を弄して「決死の士をつのって二重橋に乱入し」「大逆を敢行」などと型のごとき陳述を強要し、大逆の罪状をでっち上げたのが武富検事をはじめとする検察陣の人たちである。」そして、「このような当局の拡大方針が何故とられたかといえば、社会主義の運動が、元老をはじめとする絶対主義官僚の生命線ともいべき天皇制を批判しはじめたからである」。(註3)

### (三) 愚童刑死の本質

このような絶対天皇制の当時、愚童は秘密出版『入獄記念・無政府共産』(小作人ハ何故苦シイカ)で、明快かつ平易に、天皇制を否定し、そのからくりを暴き出し、「明治の国家権力の源泉と根拠とされた天皇制が実は社会的不平等や民衆の抑圧の根源であるとして、大胆にも国家の「聖域」の否定を宣告した」(註4)。この天皇制の否定は、余人が公然と表明することをためらった思想であり、このことが河島予審判事をして「上下数千年ヲ通ジテ小冊子ニモセヨ、斯克ノ如キ大悪ノ著書ヲナシ、秘密出版シテ配布ヲナシタルハ、恐ク愚童一人デアロウ」(第七回参考人調書)と憤慨させた。愚童が、直接行動を志向するようになったことは確かなことであるが、愚童は決して『暗殺主義者』ではなかった。愚童が大逆事件で刑死させられたほんとうの理由は、このような明治政府をして震撼させた天皇制の否定にあったことは確かなことであろう。

## 2 内山愚童の思想の特質

### (一) 愚童の生涯から

では、このような愚童の生涯はどのようなものであったろうか。愚童は、かくも明治政府を震え上がらせた思想を、ではどのように形成したのであろうか。またそうした生涯と、愚童の残された著述から、どのような愚童像が浮かびあがるのであろうか。その思想の特質を追ってみよう。

〔愚童の「民主主義形成期」の時代・前期〕

愚童は、明治七年(一八七四)五月十七日、新潟県北魚沼郡小千谷(現小千谷市小千谷)に生まれた。父は直吉、母はカズといった。四人兄弟の長男であった。幼名は慶吉。父の下で和菓子の木型製造業を営んでいた。明治十三年(一八八〇)小千谷小学校に入学。明治十八年(一八八五)小千小学校を卒業後、しばらく家業を手伝う。明治二十三年(一八九〇)十月、父直吉が事故で急逝。明治二十六年(一八九三)上京、井上円了家に書生として半年ほど寄宿した(註5)。

愚童が過ごした小千谷近郊は農村地帯で、地主層が富裕化していく対極で、自作農小作

人が没落していく様子を愚童は身近に見ていた。

愚童の生涯のなかで、その後の、出郷前から出家までの時期の足取りやその間の生活実態については不明である。この間に、中国や朝鮮に行ったとも伝えられているが、その実態はわかっていない。慶吉は幼少の頃から佐倉惣五郎や大塩平八郎を尊敬し、農地解放や婦人参政権を論じる進歩的な青年であった（註6）。

〔後期〕

明治三十年（一八九七）母カズの弟、天悉青柳賢道（謙堂）の紹介で神奈川県愛甲郡宝増寺坂詰孝童について得度し、賢道の指導する三田の清源院（現厚木市）常恒会にて参禅修行を始める。同年十月、小田原市早川の海蔵寺僧堂に移り、佐藤実英の室に入る。明治三十二年（一八九九）二月、曹洞宗第二中学林本科二年修学、海蔵寺認可僧堂五カ年安居証明を得る。明治三十三年（一九〇〇）冬、清源院に移り、賢道の後継和田寿静の下で立職、首座の僧位を得る。翌三十四年十月、足柄下郡宮城野村（現箱根町）宝珠院で宮城実英に就いて嗣法。明治三十五年（一九〇二）七月、永平寺にて転衣を許され住職の僧位を得る。明治三十五年（一九〇三）足柄下郡温泉村大平台（現箱根町）林泉寺に入り、翌年二月、同寺の住職となる。

〔愚童の「仏教社会主義」の時代〕

愚童は明治三十六年（一九〇三）二月、大平台林泉寺の住職となったが、この頃より矢野文雄の『新社会』を読み、社会主義思想に目を開かれた。この同じ年、日露戦争の開戦が必至となったころ、我が国の新聞の論調は開戦の是非をめぐって二つにわかれた。最後まで非戦論の孤塁を守っていた『万朝報』も、「戦は避くべからざるか」という開戦もやむなしという社説を掲げ、急速に開戦支持に傾いた。『万朝報』も主戦論一辺倒になった。こうしたなかで内村鑑三、幸徳秋水、堺利彦らは「退社の辞」を発表し黒岩と袂を別った。内村は筆を折り、幸徳と堺は社会主義の立場から平民社を設立し週刊『平民新聞』紙上で非戦論を展開した。愚童は『平民新聞』の創刊を知っていたとみえて、新聞の購読を申し込んでいた。

愚童はこの頃から加藤時次郎の別荘が小田原にあったことから、加藤時次郎を介して、福田英子や石川三四郎など知り、この加藤と平民社との結びつきは、内山愚童を平民社運動に近づけることになる。

明治三十七年（一九〇四）週刊『平民新聞』に「余は如何にして社会主義者になりし乎」を投稿して、次のように記した。

「余は仏教の伝道者にして曰く一切衆生悉有仏性曰く此法平等無高下曰く一切衆生的是吾子之れ余が信仰の立脚地とする金言なるが余は社会主義の言ふ所の右の金言と全然一致するを発見して遂に社会主義の信者となりしものなり」（第十号、明治三十七年一月十七日付）。

これは『大般涅槃経』の「一切衆生悉有仏性」（一切衆生は悉く仏性有り）、『金剛般若経』の「是法平等無有高下」（この法は平等にして高下あることなし）そして、『法華経』の「一切衆生皆是吾子」（衆生は悉く吾が子なり）等の仏教經典の一節を引いて、仏教的平等観と

社会主義の平等観とが一致することを表明し、この時点から「仏教と社会主義の融合」を基調とする「仏教社会主義」（註7）を唱えていく。平民社とその周辺社会主義者との交流が始まる。愚童は平民社の運動に誘発され、地元で青年組合を組織し、児童のための無料の夜間教育を始める。青年たちとの会合には『平民新聞』、「平民文庫」を討議の教材として使った。

明治三十八年（一八〇五）愚童は「無我ト云フニハ自己發展ノ一手段デアル」（第八回参考人調書）との立場から無我苑を開いた伊藤証信に共鳴、自らも後進の修道場としての「修道苑の計画」したが、伊藤の脱宗に際しては、「曹洞の信仰の下にあり乍ら高祖道元の性格は勿論其名だも知らない気の毒な人」を見捨てることは出来ぬので「仏種を植ゆる」努力をしたいと、伊藤との立場の違いを書き送っている。愚童はまだこの時点では、仏教の枠内にいる。愚童は平民社の運動に関心を抱きつつも、己の道を「こゝに修養の宝を作りて、以って後進を誘導せん」とした修道苑の建設を夢みていたのではなかろうか。同年八月、小田原の加藤時次郎邸で、来訪した堺利彦と鼎座して禅を談じている。

社会主義の揺籃期と呼ばれた平民社の非戦論は「吾人は飽くまで戦争を否認す」という一文を掲げ、戦争反対の意思を表明したが、日露開戦後、「与露国社会党」を発表し、「我等の敵は露国人に非ず」「愛国主義と軍国主義」こそが「諸君と我等の共通の敵也、世界万国の社会主義者が共通の敵也」と、交戦国ロシア人民との国際連帯運動を展開した。幸徳の非戦論は、日露戦争の深化にともなうますます激しく政府を攻撃した。毎号のように非戦論を展開した。しかし、政府側も激しくなる幸徳らの政府攻撃に、ついに公然と迫害を加えるようになる。週刊『平民新聞』第20号に掲載された幸徳の「嗚呼増税」は、新聞紙条例違反に問われ、発行人兼編集人の堺利彦は禁固二ヶ月に処せられた。平民社の非戦運動は政府の相次ぐ弾圧によって日増しに弾圧を被るようになる。堺の入獄に続いて、石川三四郎の「小学教師に告ぐ」、西川光二郎の「社会主義の教育観」が新聞紙条例違反で西川が軽禁錮七ヶ月、印刷人の幸徳は軽禁錮五ヶ月に処せられた。次いで、第五十三号は、創刊一周年を記念して、マルクスの『共産党宣言』を幸徳・堺が苦心惨憺して翻訳したが、その五十三号も即日発売禁止となった。同年一月、平民新聞が廃刊を宣言し、平民新聞も第六十五号を以って終刊となった。その終刊号はマルクス・エンゲルスが主宰した『新ライオン新聞』の終刊号にちなみ、全ページを赤刷りにして、幸徳の筆になる「終刊の辞」を掲げた。愚童が幸徳秋水に会うのは、幸徳が出獄後の八月十三日であった。愚童は、この時堺利彦と鼎座して禅を談じ、幸徳と談笑した（『直言』第二十九号）。九月、愚童は妹ヨシの婚礼での帰省の折、伊藤証信の大日堂を訪ねている。

明治三十九年（一九〇六）愚童は、かねてから計画をしていた修道苑の機関紙として『神奈川教報』を三号まで発行しているが、日刊『平民新聞』の創刊号にこの「神奈川教報」刊行の記事が載っている。「神奈川教報」は禅僧としての愚童を知るうえでも重要な内容もっているとおもわれるが、今のところ発見されていない。

明治四十年（一九〇七）一月、愚童は托鉢をしながら一週間あまり神奈川県下の農村を

巡回視察、農村の窮状をみて歩いた。平民社の解体後、幸徳は「天皇の毒手から逃れるため」アメリカに亡命していたが、帰国後、同年二月、創刊された日刊平民新聞紙上に「予が思想の変化」を發表し従来からとっていた議会政策を排し、直接行動論を説く。同月十七日、日本社会党第二回大会が東京神田の錦旗館で開かれたが、評議員会提出の決議案をめぐって、幸徳の直接行動論と田添鉄二の議会政策論の間に激しい論争が行われる。他方同年三月、足尾銅山暴動事件が起きた翌月に愚童は、夕刻箱根山中で工夫と土工六十人余がダイナマイトを持ち出した乱闘事件に遭遇し、僕はこの時初めて労働者の勢力が高大な者であることを知った。吾等の任務はこの勢力を尤も有益に人力最大幸福の為に導くことである」と獄中にあった石川三四郎に書き送っている。同年六月四日には別子銅山の鉱夫千余名が労働条件の値下げに反対して暴動を起こしている。八月、片山の帰国後、田添ら議会政策、「社会主義同志会」を結成、週刊『社会新聞』を創刊した。九月、幸徳、堺、山川均らの直接行動派は「金曜会」を結成し、森近運平は『大阪平民新聞』を創刊し幸徳らの直接行動を支持した。ここに日本社会党の分裂は決定的となった。愚童は幸徳と軌を一にするように「硬派への傾斜」を強めていく。この時期を境にして、仏教の枠内にあった愚童の社会主義（仏教社会主義）は、その仏教の立脚地を離れ「経巻を棄て、」（伊藤書簡）無政府主義者・愚童へと急速な「思想の変化」（註8）を遂げたものとする。愚童は「革命は近けり、善良なる平民増税に苦しむ、今や吾等は改まる年と共に新たなる武器をとって立つの止むなきに至れり」（書簡）と主張するにいたる。これらは「内容からみても無我運動への絶縁状」（註9）である。この愚童の思想の変化を柏木氏は「社会党の成立と解散、日刊『平民新聞』創刊と廃刊、幸徳秋水の帰国、足尾騒擾事件などの社会的背景と政府の弾圧による危機感のようなものが愚童の思想に影響したもの」と指摘されている。それは同時に「政治的圧迫を宗教的に克服するのは無理と感じはじめていたからであろう」と述べられているが、その通りだとおもう。これは幸徳秋水の「思想の変化」とこれに対する政府の「社会主義政策の変化」とも連動しているようにおもう。

#### 〔愚童の「無政府共産」の時代〕

明治四十一年（一九〇八）二月、福田英子らの『世界婦人』（二十二号）に「革命は近づけり」と記した愚童は、石川三四郎宛葉書（同年二月）では、三月に鳴く鶯も飼い方によって十二月に鳴かすことができる、「経済界の自然の成り行きなど、言ふては居られない」、「いつまでも資本家と労働者の暗闘をつづけさすことは僕には見て居れん、宜しく直接行動、全速力を以て、此自由の勝利を得なければならぬ」と、ただちにやれという意味を含めて「直接行動」を説いている。愚童の思想は次第に精鋭化していった。この精鋭化の背景には、明治三十九年の「革命事件」や明治四十年十一月の「天長節事件」（いわゆる暗殺事件）が天皇（ミカド）に向けられていることを危惧した元老山県有朋が天皇に上奏し、かつ「西園寺内閣の毒殺」をはかり、桂内閣の社会党弾圧政策を強行させたという背景があった。

六月の赤旗事件は政府による「大逆事件の前哨戦」ともいわれている。これは愚童がこ

の事件をきっかけに無政府主義者となった事件ともいわれている。幸徳らの不用意な言動（天皇権力と天皇への個人的テロルの区別など）が、これに絶好の口実を与えた側面があるにせよ、この「赤旗事件」をきっかけとする政府側の弾圧の強化が、「大逆事件」における一部被告の急進化の原因をつくったことは否めない。

かくて愚童は、明治四十三年（一九一〇）十月十八日、大逆事件に連座したとして起訴。十二月十日、大審院で公判が開始されるが、公判は未公開、第一回から十六回おこなわれた。鶴裁判長は、一審にして終審、上告の道がないという刑法第七十三条該当事件を、わずか十九日間、十六回の審議でかたづけしてしまった。

明治四十四年（一九一一）一月十八日、大審院で幸徳秋水以下愚童を含む二十四人に死刑判決。翌日十九日、十二人に「天皇の名による恩赦」で減刑。同二十四日、幸徳秋水、内山愚童ら十一人が絞首刑（菅野スガは翌日執行）。一月二十七日、遺言により林泉寺境内墓地に埋葬される。それは「大逆罪」のためか、墓碑銘に名が刻まれることはなかった。享年三十八歳の生涯であった。

この愚童の生涯（一八七四～一九一一）を概括すると、愚童の生涯は大きく三つの時期に区分される。その第一の時期は、彼が明治七年新潟県北魚沼郡小千谷に出生してから明治三十六年（一九〇三）足柄下郡温泉村大平台林泉寺の住職に就任するまでの時期（その前期は出生から出郷まで。その後期は出家後の住職就任まで）である。この第一の時期は、愚童のいわば「民主主義思想の形成期」の時代である。その第二の時期は、林泉寺住職となった明治三十六年から明治四十年（一九〇七）までの「仏教社会主義」の時代。最後の第三の時期は、明治四十一年から大逆事件に連座して死刑に処せられる明治四十四年（一九一一）までの時期で、これは「無政府主義」の時代といえそうである。愚童の生涯をひとことで表現すれば、近代思想の萌芽としてあった民主主義思想が彼のなかで社会主義と結びつき、それが仏教観に支えられて仏教社会主義となったが、それが明治期社会主義運動のなかで、やがて、仏教の「法衣」を脱ぎ捨て無政府主義者として処刑された。愚童は民主主義思想を出発点として「天皇制の否定」という思想にたどりつき、その大胆な主張の故に絞首刑に処せられた。愚童は、絶えず自己の変革を続けながら、己の殻を突き破ってきた「特異な思想家」しかも、行動する思想家であったといえそうである。

## （二）愚童の著述から

さて、次に愚童の著述（註10）から、その思想の特質をさぐることにしよう。愚童の思想の根本となる著述は『入獄記念無政府共産』『帝国軍人座右之銘』『平凡の自覚』『獄中にての感想』（『遺稿』無題）『道徳非認論』などで、この他に彼が編集した発見されていない『神奈川新報』がある。このうち事件に大きな影響を与えたのは『入獄記念無政府共産』である。まずこの『無政府共産』からみてみることにしたい。

『入獄記念無政府共産—小作人ハ何故クルシイカ』

これは愚童の「無政府主義」の時代の愚童第一の書である。



「生国越後や住職地大平台の農民の生活実態を、理不尽な社会の現実として心底に定着させたうえに、さらに「赤旗事件」による大量同志の弾圧を目の当たりにして、愚童の思想は次第に先鋭化していった。そのうちでも、体制側に最も注目され危険視された政治思想は、天皇制の否定であり、さらに「天皇は神にあらず」という考え方でありその大胆な主張である。愚童は天皇制とその神格化の否定、非戦および小作人解放の思想を秘密出版『無政府共産』の中で訴えた。」（『仏種を植ゆる人—内山愚童の生涯と思想—』二十三頁）。

『入獄記念無政府共産』の「内容の重点は小作米不納、徴兵拒否、天皇制度否定の三つである。その基本には小作人の苦しい生活があるが、特徴は天皇制否定にある。小作米不納は越後時代の見聞が基礎にあるが、また禅でいう不耕貪食の排斥という思想に導かれ、徴税する政府の否定に及んでいる。徴兵拒否も、徴兵された小作人の悲惨な実情が基礎にあるが、思想としては社会主義と、仏教反戦論が結びついている。天皇否定は、天皇を神の子とみる迷信の否定と共に、その制度の否定にある。そこには「釈迦何物ぞ」という禅の態度がうかがえる。予審判事は「第七回調書」で本書を「日本歴史始まって以来の大悪の書」と指摘したが、本書の中に従来仏教因果観の誤り、仏教的「自由」性の提示、犠牲の強調等の発想がある。」（吉田久一『日本近代仏教社会史研究』（下）二七～八頁）

『無政府共産』は、愚童和尚の一世一代のオリジナルである。愚童が唱えた革命論は、小作米不納、税金不払、徴兵拒否に要約されるが、この小冊子の歴史的価値は、寄生地主の批判から始まってブルジョアジーの独占資本の実体の告発である。また特に注目し価値するのは、幸徳秋水すら手をつけなかった天皇制批判を真っ向から主張していることである。「日本皇帝睦仁二与フ」（暗殺事件）が、天皇一人につきつけられた脅迫状であったのに対し、愚童は天皇家の歴史の虚構を暴き、皇国史観と農民の生活の関係を明らかにしている。それにしても批判というよりは罵倒、論文というよりは説法の調子である。ユニークなところは、愚童の国防と軍隊に対する考え方である。これは今日の戸締まり国防論の反証としても充分通用する。」

「戦争の勝敗は人民の利益とはならない。犠牲を強いられるのはいつも人民である」このことを愚童は充分承知していた。」（柏木隆法『大逆事件と内山愚童』一三六頁）。

また、「この書は、百姓のことばながらも、日本資本主義の本姓に肉迫している。」『無政府共産』は、全編が反天皇、反政府、反税、反戦、反地主で貫く小冊子である。」（森長英三郎著『内山愚童』一三五頁）

さて、これらの所見に対して次に私の愚童観を記してみたい。先ず最初にいえることは、愚童は「この書によって死刑に処せられた」ということである。愚童が宮下らの明科爆裂弾試作とは全く関係がないにもかかわらず、死刑の判決を受けたのは『無政府共産』の書が、天皇制のからくりを暴いて痛烈に、天皇制を批判したためであった。私は愚童の『無政府共産』の書に接した時、最初に抱いた感想は、これほど大胆に、しかも明快痛烈に天皇制を否定した人物が、われわれの近くにいたという、驚きであった。そして愚童について調べていくうちに、愚童とは、何と近代的なセンスと思想をもつ人物であるのかを知っ

た。それは同時に、日本にはなぜ、愚童のような明快な天皇制批判がなかったのだろうかという、疑問をうんだ。それはつきつめてゆくと「日本の思想家のなかで、自分の足で立ち、自分の頭で考える、独自の自立した思想家が少ないのは、なぜか」という、問題となった。そのことはとりもなおさず同時に「日本には『民主主義の根』があるのか」という問題であった。このように考えてゆくと、愚童はきわめて特異的な近代思想家、しかも独創的ともいえる思想家ではないのか、という結論になった。では、その独創性というのはどこから生まれるのか。それは《愚童の現実認識》の問題であった。

愚童思想の特質の第一は、『無政府共産一小作人ハ何故苦シイカ』のなかでも、くどいくらい繰り返されている小作農民の生活実態の描写である。なぜ愚童はここから出発したのか。それが問題である。自分の足で立ち自分の頭で考えるということは、自立した個を前提にしなければできない。なぜなら、他がどうであろうとも、自分の足で立ち自分の頭で考えるからである。それは、言うならば『個の自覚』という言葉に集約される。愚童の『平凡の自覚』は、このことを集約したものである。これが第一の愚童思想の特質である。

次に第二に、愚童がこの生活現実には立ち向かう時、まず《自分が直接見聞きし体験した身近なもの》を材料として出発している。『無政府共産』のなかで描かれている多くのことは、愚童が実際に見たもの、聞いたもの、体験したものが出発点になっている。この点からいえば、愚童にとって認識の出発点は、実際の生活現実であり、そこにまた根拠をおいていることは、きわめて常識的なことであり、至極当然なことであった。しかし、この点こそが絶対天皇制下にあつて、愚童をして《極悪非道な大悪人》に仕立てたのである。愚童は何よりも、現象的事実を見抜き、その本質へと迫る近代的思考の持ち主であったのである。愚童が何度も繰り返す「迷信の排除」は、愚童思想の透明性にある。この点で「天皇制の否定」は天皇を神の子とみる迷信の否定と共に、その制度の否定でもあったのである。愚童の思考は「天皇制の否定」という現象の背後にひそむ本質へとたどりついた。

次に第三に、『無政府共産』をよく読んでみると、愚童の生活現実の裏側にはつねに「衆生」が存在するということである。紙面の関係で引用できないが、『無政府共産』の冒頭で「人間の一番大事な、なくてはならぬ食物を作る小作人諸君。諸君はマア、親先祖のむかしから、此人間の一番大事な食持を、作る事に一生懸命働いておりながら。くる年もくるとしも、足らぬたらぬで終わるとは、何たる不幸のことなるか。」「来るとしも、くるとしも貧乏して、たらぬ、たらぬと嘆くことが。」と、一日一日あれこれと苦しんでいる生活が、その内実の意味は「朝から晩まで」働いても、その苦しみにから逃れられない民衆が抱えている《ほんとうの意味》を愚童は問いなおしている。人は食うことによってはじめて生きられる。食物は働くことによってはじめて得られる。その成果は働く人には返されなくて、逆に《奪われている》現実の事実。「贅沢をするのではない、人間として生きていくうえの、最低限なことさえ保障されていないことが、問題なのだ」と愚童は言う。寄生地主が働かないで食べている。その事実から愚童は寄生地主制の本質へと迫る。愚童は小作米不払いを「諸君と諸君が久しく奪われた物を、回復する名誉の事業」といつている。愚童

は己の自分の頭を振りしぼって、格闘している。その姿は「愚童が幸徳秋水の『社会主義神髓』ではなく、矢野文雄の『新社会』であったことが、その後の思想形成に、大きな影響を与えている」（森長前掲書）ともいわれるが、そのような限界をこえて、愚童は「考えることの意味」を問いかけている。

最後に、この点を指摘して『無政府共産』の項を終わることにしよう。「諸君はヨーク、かんがいて見たまへ。年が年中、あせ水ながして、作った物を。」と愚童がいう、「ヨーク」考えることは、「ヨ」と「ク」のあいだにある「一」（棒線）に意味がある。これが愚童のもつ思考の本質。つまり、現象的事実を通して、その本質へと迫る「理性」の存在を感じさせるものだ。現在、この「ヨ」と「ク」を延ばし、なぜ？と考える作業を放棄している《考えない》人たちが多くなかで、愚童は現代のわれわれに警告を発しているようにおもわれてならない。

#### 〔平凡の自覚〕

愚童のいわば民主主義思想の原点ともいわれる『平凡の自覚』を次にみてることにしたい。これは愚童の生涯における出発点である「民主主義形成期」の時代のいわば理論的な集大成である。

「近代日本では、自我の確立が欠如していることは、多くの人の指摘するところである。そのために、その後の社会主義運動を弱いものにし、たちまちファシズムに洗い流されてしまったのである。これに対して愚童が冒頭で「個人の自覚」としての自我の確立を訴えたことは慧眼としなければならない。」（森長前掲書一一一頁）。

「私の総括によると、『平凡の自覚』には、キリスト教を基底とした西欧の思想が横たわっているとみる。その上に社会主義のほか種々雑多なものがはいつている。福沢諭吉もあり、矢野文雄もあり、伊藤証信（伊藤『新気運』は「富者の自覚」を説いている）までもはいつている。その実現の方法は、「幾多ノ士ノ血ヲ注ガネバナラヌ」としながらも、まず自覚＝覚醒を促すところに、宗教家らしく精神的なものがある。この点に仏教徒愚童が生きているのであろうか。」（森長前掲書一一八頁）。

『平凡の自覚』は協同体社会を考えたもので、「全人共力の自覚」が「平凡の自覚」だと規定し、自覚的行動原理としての民主主義が説かれている。第一は独立自由、相互扶助等の個人の自覚、第二は家族個人の自覚、家庭座談会等を通じての家庭の自覚、第三は私有財産否認や公共設備を述べた村民の自覚、第四は公共精神の振興や個人の尊重をといいた市町村の自覚、第五は生活必需品の公共的生産、労働の神聖、工場を労働者の共有とし、企業内福祉を考えた工業界の自覚、第六は土地公有や働かないものは食うべからずとした農業界の自覚で、過激なものではない。」（吉田前掲書二十八頁）。

さて、詳しく述べたいのであるが、これらの所見に対して私の見解を述べたい。私は、愚童の思想形成において、その核にある思想が民主主義の思想であり、個人の自覚だと考えている。天皇制の批判にとりくんだ思想家たちの遺産を受け継ごうとするとき、まず以って『民主主義の根』を考える必要があるとおもっている。民主主義の根とは、われわれ

一人一人が思想変革を実現する主体をつくっていくことであるとおもう。この近代思想は「自立した思想」と「個の自覚」を必要とする。絶対天皇制の時代、「まっとうな常識的な思想」をもつことさえ、できなかった。天皇制が、戦前・戦後、あれほどの猛威をふるえたのはなぜか、を考える時、愚童のいわんとした意義は、大きな重要な意味をもつ。第一に権力によるその政治体制が強力であったこと。これは国家権力があらゆるところに手をめぐらせて、弾圧法を用意して、国民の《自由権的基本権》を圧殺したことにあるが、第二に、この時代、その背景には、国民の内面の価値観までを独占的に支配した《天皇への絶対的権威が確立されていた》ことにあった。だから、この価値意識からの解放は、われわれ一人一人の徹底した思想変革なしには実現されない。ここに愚童のもつ『平凡の自覚』の意味がある。本来、個人の思想的な営みまでもが、検閲の対象になっていたことを考えると、大逆事件で、現に捜索、逮捕、起訴、求刑などで実質的な陣頭指揮をとった大審院検事局次長の平沼騏一郎が「動機ハ信念也」と言明しているように、実際には社会主義の「思想」を裁くことに重点においていたことを注意しなければならない。愚童は『平凡の自覚』で、「国王ノ為ニ吾等人民ハ生存」するのではなく、「政府ハ吾等人民ノ為ニ働ク機関」であるとして、「民本主義」「民主主義」を説いている。この点のみ指摘しておこう。

### 3 大逆事件刑死後百年と内山愚童—愚童の復権と顕彰—

さて、これまで愚童の生涯と著述から思想形成とその思想の特質をさぐってきたのであるが、この愚童の思想の特質をまとめていえば、愚童思想は、きわめて近代的な思想をもっていること、しかも、愚童は、特異的な、あるいは独創的な、ともいえる思想家であったといえるだろう。その思想は、きわめて幼稚で雑多な知識を含んでいたが、そのような愚童の知識の乏しさもその彼の思想を低めるものではなかった。愚童の思想は、幸徳秋水らの思想に比べてもひけをとるものではなかった。ある意味、幸徳らの《知識人の限界》を超えていたようにもおもう。では、いかなる点でそうであったのだろうか。

その第一は、幸徳らの直接行動が「大衆的な同盟罷工の条件」を無視したまま、いたずらに直接行動を煽ったことが、個人的テロルに走る傾向を助長したとよくいわれるが、そして幸徳らの不用意な言動が、政府に絶好な口実を与えたという側面の指摘があるが、この根底には、幸徳らの《仁人・志士》こそが、社会革命の担い手であるというおごりがあり、いわゆる大衆蔑視の、個人行動にいきつく傾向を否定できなかった。その《知識人の限界》をもっていた。これに対して愚童は、その生涯にみられるように、多少の、おおボラ吹き革命癖はあったものの、よたよた歩きでも、深く生活現実に根ざしていた。

第二は、幸徳のみを責められないが、「万世一糸」の君主をいただくという虚構の国体論は、社会主義にあっても、疑念をもつというよりは、《ときとして畏敬》の念をとまなう認識であったというのが一般傾向であった。その限界を、果たして超えられたのであろうかということが、どうしても拭いきりえない。植木枝盛、中江兆民、幸徳秋水ら、明治の思想界の渠魁たちに対して、愚童は、正面きっての天皇制の批判がほとんど不可能ななかに

あって、平易な言葉でずばり天皇制を否定している。勿論、あらゆる弾圧の手をかいくぐって、抵抗することは想像を絶することであつたろうが、議会主義への幻想とともに天皇への幻想も、他方、完璧に拭い去り得ないものをもっていたことも否定しえない。

さて、愚童刑死後、愚童に対する評価は、どうなったのであろうか。

明治四十三年（一九〇九）五月、愚童は出版法違反、爆発物取締法違反容疑で逮捕されたが、同月三十日起訴された。これを受けた曹洞宗務院は、「宗内擯斥」の懲戒処分とした。これは最も重い処分であり、教団からの永久追放・除名処分を意味した。愚童は宗門から「最も恐るべき害悪」として断罪された。

平成四年（一九九二）一月、林泉寺木村住職による愚童の名誉回復の「嘆願書」が出された。その翌年二月、第七十回曹洞宗通常宗議会は、愚童の宗内復権と名誉回復を求める請願を採択した。四月、曹洞宗は正式に「宗内擯排斥」を取り消し、その旨を告示した。こうして愚童の宗内復権は八十二年ぶりに果たされた。しかし宗内のみの復権のみではほんとうの復権ではなかった。平成十七年四月、愚童の「顕彰碑」が箱根大大平台の林泉寺境内に建立され、新たに「内山愚童を偲ぶ会」によって建立された墓碑銘は名も刻まれた。その傍らに立つ顕彰碑には次のような『平凡の自覚』の一節が刻まれた。

「カク奮闘シテ得ル処ノ自由トハ如何ナル者デアルカ。一口ニ之ヲ云フナラバ、自己ノ意思ニ従ツテ何事モ行動ヲシ、決シテ他ノ為ニ之ヲ妨ゲ枉ゲラル、事ノ無いイ、即チ飽クマデ自己ノ意思ヲ尊重シソレト同等ニ他人ノ意思ヲ尊重シテ、平和ニ生活ヲナシ往ク事デアル。

要スルニ人類ノ終局目的ハ独立自活・相互扶助デアル。

語ヲ更ヘテ云フナラバ、自由・平等・博愛ノ実現ニアルノデアル。」と。

## おわりに

さて、本稿では、愚童の思想の特質は何かを、大逆事件と愚童刑死の本質をみすえながら、愚童の生涯とその著述の両面からさぐってみた。私の問題意識の基軸となった『民主主義の根』とは何であるか？日本に民主主義を根づかすためには、どうしたらいいのか？という問いに、本稿がどれだけ迫ることができたのか。まだ課題はありそうである。

## 註記

- 1 絲屋寿雄『大逆事件』（三一書房）序章大逆事件の背景（九頁以下）参照。
- 2 森長英三郎『内山愚童』（論創社）二十一頁。
- 3 絲屋前掲書、一九八～一九九頁。「狼が羊を食おうとする場合、どんないいわけがあろうとも、結局は狼は羊を食うものだ」とイソップ物語は教えている」と指摘。
- 4 曹洞宗人権擁護推進本部編『仏種を植ゆる人―内山愚童の生涯と思想』二十六頁。
- 5～6 吉田久一説。

- 7 前掲書『仏種を植ゆる人』のなかで愚童の社会主義を「仏教社会主義」と呼び、その第一部四・①で愚童の「仏教社会主義の軌跡」をとりあげている。
- 8 柏木隆法『大逆事件と内山愚童』（JCB 出版）五十二頁。
- 9 柏木前掲書。資料編（付録）書簡の十五。
- 10 著述については、柏木前掲書資料編（付録）を参照した。

#### 主要参考文献

- 吉田久一『日本近代仏教史研究』吉川弘文堂 一九六四
- 吉田久一『日本近代仏教社会史研究』改訂増補版。川島書店一九九一
- 森長英三郎『内山愚童』論創社 一九八二
- 柏木隆法『大逆事件と内山愚童』JCB 出版一九七九
- 曹洞宗人権擁護推進本部編『仏種を植ゆる人—内山愚童の生涯と思想（曹洞宗ブックレット宗教と人権⑧）二〇〇一
- 糸屋寿雄『大逆事件』三一書房一九七〇
- （2008. 12 東京唯物論研究会『唯物論』82号掲載）